

国土交通省告示第八百二十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)（）の規定に基づき、この告示を制定する。

平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)（）の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算書及び構造計算概要書を次のように定める。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により膜構造の

建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合 構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式とする。

二 令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合 構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式とする。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表第一

(一)		
構造計算書の種類	別記第一号様式による構造計算概要書	明示すべき事項
構造計算チェックリスト		別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件

<p>(二) 基礎・地盤説明書（施行規則第 一条の三第一項の表三中の規定</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説 明書</p>	<p>使用構造材料一覽表</p>					
<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合に あつては、その検討内容</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた 構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつて は、その認定番号、使用条件及び内容</p>	<p>使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の 認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び 寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値 並びに認定番号</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれ らの算出方法</p>	<p>使用部位 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される すべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び 使用部位</p>	<p>に適合するかどうかを照合するための事項</p>

<p>荷重・外力計算書</p>	<p>部材断面表</p>	<p>略軸組図</p>	<p>略伏図</p>	<p>に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>				
<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>	<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類</p>	<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>

	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p>
	<p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法</p>
	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>
	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
	<p>地震力の数値及びその算出方法</p>
	<p>膜面の張力の数値及びその算出方法</p>
	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>
	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重及び膜面の張力の分布</p>
<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p>
	<p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応</p>

	<p>力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項</p>
<p>断面計算書（断面検定比図を含む。）</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p> <p>平成十四年国土交通省告示第六百六十六号（以下「告示」という。）第五第二項に規定する構造計算の計算書</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項</p>
<p>基礎ぐい等計算書</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書</p>
<p>使用上の支障に関する計算書</p>	<p>告示第五第一項第四号に規定する構造計算の計算書</p>

(三) 相対変形量に関する計算書	告示第五第三項に規定する構造計算の計算書
(四) 層間変形角計算書	<p>層間変位の計算に用いる地震力</p> <p>地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法</p> <p>各階及び各方向の地震力による層間変形角の算出方法</p> <p>各階及び各方向の地震力による層間変形角</p>
層間変形角計算結果一覧表	<p>損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）</p> <p>保有水平耐力計算に用いる地震力</p>
(五) 保有水平耐力計算書	<p>各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法</p> <p>令第八十二条の三第二号に規定する各階の構造特性を表すD_s（以下この表において「D_s」という。）の算出方法</p> <p>令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表すF_{es}（以下この表において「F_{es}」という。）の算出方法</p> <p>各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法</p>

(六)							
使用構造材料一覧表	保有水平耐力計算結果一覧表						
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位	各階及び各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力の数値	架構の崩壊形	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容 各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布

	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>
<p>荷重・外力計算書</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
<p>応力計算書</p>	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法</p>
<p>屋根ふき材等計算書</p>	<p>告示第五第五項に規定する構造計算の計算書</p>
<p>構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p>	

三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要書を含む。）を作成すること。

四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。

別表第二

<p>構造計算書の種類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>(一) 別記第一号様式による構造計算概要書</p>	<p>別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>
<p>構造計算チェックリスト</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p>

(二)		
<p>基礎・地盤説明書（施行規則第 一条の三第一項の表三中の規定 に基づき国土交通大臣があらか じめ適切であると認定した算出 方法により基礎ぐいの許容支持</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説 明書</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>
<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>	<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される すべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び 使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれ らの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣 の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及 び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数 値並びに認定番号</p> <p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた 構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつて は、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合に あつては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>

<p>力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p> <p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>
<p>略伏図</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
<p>略軸組図</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
<p>部材断面表</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>
<p>荷重・外力計算書</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法</p>

<p>断面計算書（断面検定比図を含む）</p>	<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>								
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材</p>	<p>項 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p>	<p>法 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重及び膜面の張力の分布</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>膜面の張力の数値及びその算出方法</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>

<p>(四) 層間変形角計算書</p>	<p>(三) 相対変形量に関する計算書</p>	<p>使用上の支障に関する計算書</p>	<p>基礎ぐい等計算書</p>	<p>む。 (</p>
<p>層間変位の計算に用いる地震力</p>	<p>告示第五第三項に規定する構造計算の計算書</p>	<p>告示第五第一項第四号に規定する構造計算の計算書</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書</p>	<p>に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p> <p>告示第五第二項に規定する構造計算の計算書</p> <p>平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項</p>

				(五)		
屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書		使用構造材料一覧表	層間変形角計算結果一覧表	
					告示第五第五項に規定する構造計算の計算書	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法
	法	風圧力の数値及びその算出方法	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）
					各階及び各方向の地震力による層間変形角	各階及び各方向の地震力による層間変形角の算出方法

(六)	剛性率・偏心率計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法	各階及び各方向の偏心率の算出方法	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠	各階の剛性率及び偏心率	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。								
<p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更</p>								

等を行うこと。

三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書（構造計算概要書を含む。）を作成すること。

四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。

構造計算概要書

(膜構造の建築物又は建築物の構造部分)

§ 1 建築物の概要

- 【1. 建築物の名称】 (参照頁)
- 【2. 構造計算を行った者】 (参照頁)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所】 () 建築士事務所 () 知事登録 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【3. 建築場所】 (参照頁)
- 【4. 主要用途】 (参照頁)
- 【5. 規模】 (参照頁)
- 【イ. 延べ面積】 m²
- 【ロ. 建築面積】 m²
- 【ハ. 構造】 造 一部 造
- 【ニ. 階数】 地上 階 地下 階 塔屋 階
- 【ホ. 高さ】 m
- 【ヘ. 軒の高さ】 m
- 【ト. 基礎の底部の深さ】 m
- 【6. 構造上の特徴】
- 【7. 構造計算方針】

【 8 . 適用する構造計算】

【イ . 適用する構造計算の種類】

平成 14 年国土交通省告示第 666 号 (以下「告示」という。) 第 5 第 1 項各号及び第 2 項から第 5 項まで (第 4 項第 2 号を除く。) に適用する構造計算

告示第 5 第 1 項各号及び第 2 項から第 5 項まで (第 4 項第 3 号を除く。) に適用する構造計算

【ロ . 鉄骨造における適用関係 (膜面以外の部分)】

平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 1 第 1 号イ

平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 1 第 1 号ロ

【 9 . 使用プログラムの概要】

【イ . プログラムの名称】

【ロ . 国土交通大臣の認定の有無】

有 (認定プログラムで安全性を確認) ・ 有 (その他) ・ 無

【ハ . 認定番号】

【ニ . 認定の取得年月日】

【ホ . 構造計算チェックリスト】 (参照頁)

【 10 . 使用する材料と部位】 (参照頁)

(1) 木材以外の場合

材 料	設計基準強度 又は品質	使用部位	認定の有無	備 考

(2) 木材の場合 (集成材、単板積層材等の木質材料を含む。)

材 料	規 格	等 級	樹 種	使用部位	備 考

【 11 . 使用する材料の許容応力度等】 (参照頁)

(1) コンクリート及びグラウトの許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			備考
	圧縮	せん断	付着		圧縮	せん断	付着	
			上端筋	その他の鉄筋				

(2)鉄筋の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	備考
	圧縮	引張り	せん断	圧縮	引張り	せん断		

(3)木材の許容応力度（集成材、単板積層材等の木質材料を含む。）

材料	規格・樹種等	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				備考
		圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	圧縮	曲げ	せん断	めり込み	

(4)鋼材の許容応力度

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	備考

	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断	ートルにつ きニュート ン)	

(5)膜材料及び構造用ケーブルの引張りの許容応力度

膜材料又は構 造用ケーブル の種類	接合の状況	長期に生ずる力に対する引 張りの許容応力度(単位 一 平方ミリメートルにつきニ ュートン)	短期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつ きニュートン)	備 考

(6)膜面及び構造用ケーブルの定着部の引張りの許容応力度を求めるための許容耐力

定着部の種類	長期に生ずる力に対する引 張りの許容耐力(単位 ニ ュートン)	短期に生ずる力に対する引 張りの許容耐力(単位 ニ ュートン)	備 考

【 1 2 . 基礎・地盤説明書】 (参照頁)

【 1 3 . 略伏図等】 (参照頁)

【 1 4 . 略軸組図等】 (参照頁)

【15．部材断面表】（参照頁　　）

【16．特別な調査又は研究の結果等説明書】（参照頁　　）

§ 2 荷重・外力等

【1．固定荷重】（参照頁　　）

【2．積載荷重】（参照頁　　）

【3．積雪荷重】（参照頁　　）

【イ．垂直積雪量】　　c m

【ロ．単位荷重】　　N / (m² · c m)

【ハ．積雪荷重の低減】　有 ・ 無

【ニ．特定行政庁で定める規則】

【4．風圧力】（参照頁　　）

【イ．地表面粗度区分】

【ロ．基準風速】 $V_0 =$ 　　m / 秒

【ハ．Eの数値】 $E = E r^2 \cdot G f =$

【ニ．速度圧】 $q = 0.6 E V_0^2 =$ 　　N / m²

【ホ．風力係数】

平成12年建設省告示第1454号第3に規定する式に基づき算出
風洞試験の結果に基づき算出

【5．地震力】（参照頁　　）

【イ．地震地域係数】 $Z =$

【ロ．地盤種別】

【ハ．設計用一次固有周期】

【ニ．設計用一次固有周期の算出方法】　　略算法　　精算法

【ホ．振動特性係数】 $R_t =$

【ヘ．標準せん断力係数】 $C_0 =$

【ト．地下部分の水平震度】

【チ．地震力（概要）】

方向	階	w_i (単位 キロ ニュートン)	w_i (単位 キ ロニュートン)	i	A_i	C_i	Q_i (単位 キロ ニュートン)	備考

【6．膜面に導入する張力】（参照頁　　）

材 料	張力を導入する部位	張力 (単位 ニュートン)	備考

【7．荷重分布図】（参照頁　　）

【8．その他の荷重・外力】

【イ．土圧に対する考慮】（参照頁　　）

【ロ．水圧に対する考慮】（参照頁　　）

【ハ．その他考慮すべき荷重・外力に対する考慮】（参照頁　　）

§ 3 応力計算

【1．架構モデル図】（参照頁　　）

【2．鉛直荷重時応力】（参照頁　　）

【3．水平荷重時応力】（参照頁　　）

【4．水平力分担】

(1)木造以外の場合（参照頁　　）

方向	階	Q_c (単 位 キロ ニュート ン)	Q_w (単 位 キロ ニュート ン)	$Q_c + Q_w$ (単位 キ ロニュート ン)	$\frac{\sum Q_w}{\sum Q_c + \sum Q_w}$	設計用分担率 (単位 パー セント)	
						柱の分担 率	耐力壁又は筋 かいの分担率

(2)木造の場合（参照頁　　）

方向	階	加力方向	通り	必要耐力(単位 キロニュートン)		許容せん断耐力(単位 キロニュートン)
				地震力	風圧力	

(3)木造における壁量の確認 (参照頁)

方向	階	床面積(単位 平方メートル)	見付面積(単位 平方メートル)	必要壁量(単位 メートル)		存在壁量(単位 メートル)
				地震力	風圧力	

(4)鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造における壁量・柱量の確認 (参照頁)

【イ．適用する構造計算の種類】

平成 19 年国土交通省告示第 593 号第二号イ(1)

昭和 55 年建設省告示第 1791 号第三第一号イ

昭和 55 年建設省告示第 1791 号第三第二号イ

【ロ．鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造における壁量・柱量】

方向	階	A _w (単位 平方ミリメートル)	A _c (単位 平方ミリメートル)	壁量及び柱量	地震力	備考

【 5 . 基礎反力図】 (参照頁)

§ 4 断面計算

【 1 . 断面検定表】 (参照頁)

【 2 . 長期荷重時断面検定比図】 (参照頁)

【 3 . 短期荷重時断面検定比図】 (参照頁)

【 4 . 告示第五第二項に規定する構造計算に関する検討】 (参照頁)

§ 5 基礎ぐい等の検討 (参照頁)

§ 6 使用上の支障に関する検討 (参照頁)

§ 7 膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量に関する検討 (参照頁)

§ 8 層間変形角、剛性率、偏心率等

【 1 . 層間変形角・剛性率】 (参照頁)

方向	階	階高 (単位ミリメートル)	最大の層間変位 (単位ミリメートル)	最大の層間変形角	剛性率を計算する場合の層間変位 (単位ミリメートル)	剛性率を計算する場合の層間変形角	剛性率	F s

【 2 . 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容】 (参照頁)

【 3 . 偏心率】 (参照頁)

方向	階	加力方向	重心	剛心	re	e	偏心率	Fe

§ 9 保有水平耐力

【 1 . 保有水平耐力を計算する場合の外力分布】 (参照頁)

【 2 . Ds 算定時の応力図】 (参照頁)

【 3 . 塑性ヒンジ図 (Ds 算定時)】 (参照頁)

【 4 . 部材種別】 (参照頁)

【 5 . 保有水平耐力時の応力図】 (参照頁)

【 6 . 塑性ヒンジ図 (保有水平耐力時)】 (参照頁)

【 7 . 各階の層せん断力変形角曲線】 (参照頁)

【 8 . 構造特性係数】 (参照頁)

(1)木造以外の場合

方向	階	加力方向	柱及びはりの部材群		耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	u	構造特性係数 (Ds)
			Q(単位 キロニュートン)	種別	Q(単位 キロニュートン)	種別	Q(単 位 キロニュートン)		

(2)木造の場合

方向	階	加力方向	耐力壁の部材群又は筋かいの部材群		合計	u	構造特性係数 (Ds)
			Q(単位 キロニュートン)	種別	Q(単位 キロニュートン)		

【 9 . 保有水平耐力計算の結果】 (参照頁)

保有水平耐力の計算は、下記の時点をもって保有水平耐力とした。

() 方向 : _____ 時点
 () 方向 : _____ 時点

方向	階	Ds	Fe	Fs	Fes	Qud (単位 キロニュートン)	Qun (単位 キロニュートン)	Qu (単位 キロニュートン)	Qu/Qun	判定

§ 10 屋根ふき材等の検討 (参照頁)

(注意事項)

1. 共通事項

建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、本構造計算概要書を当該建築物の部分ごとに作成してください。

本構造計算概要書中に、記入欄あるいは表がある場合には、当該部分に必ず記入してください。また、建築物の規模等に応じて記入欄あるいは表は、その大きさを調整してください。

「(参照頁)」欄がある場合には、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。該当する参照頁が複数存在する場合にあつては、それぞれの対応関係が分かるように記入してください。

構造計算に当たり規定の適用を受けない項目、あるいは構造種別等の構造上特徴から特に記入が不要と判断される項目については、記入する必要はありません。ただし、この場合においては、その旨が分かるように理由を明記してください。

数字は算用数字を用いてください。

2. 「§1 建築物の概要」関係

8欄イは、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

8欄ロは、膜面以外の部分がいずれかに該当する場合にあつては、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

9欄は、複数のプログラムを使用した場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

9欄の「プログラムの名称」は、当該プログラムのバージョン番号も含めて記入してください。

9欄の「国土交通大臣の認定の有無」の回答欄の「有(その他)」は、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを当該プログラムの適用範囲を超えて使用する場合などが該当します。

9欄の「構造計算チェックリスト」とは、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3に定める構造計算チェックリストであり、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

10欄については、表に構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用される主要な材料を記入してください。この場合において、材料の種類に応じて、表に必要な項目を追加あるいは変更等をしてください。

10欄の「認定の有無」は、法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合にあつては認定番号を記入し、「備考」は、必要に応じて記入してください。ただし、主たる構造を木造とする場合には、「備考」には製材の含水率、集成材の構成等を記入してください。

11欄については、構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用される

他の主要な材料については、11 欄中の(1)から(6)までの表に準じて作成してください。また、「備考」は、必要に応じて記入してください。

13 欄は、基準階の略伏図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略伏図等」という。）を図示してください。その他の階の略伏図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

14 欄は、代表的な通りの略軸組図又はこれに代わる構造計算における架構の様相を示した図（以下「略軸組図等」という。）を図示してください。その他の通りの略軸組図等については、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。この場合において、構造計算に当たって用いた構造耐力上主要な部分である部材の配置を確認できるよう図示するとともに、構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と、他の図面に付した符号との対応関係を明記してください。

15 欄は、略伏図等及び略軸組図等に付す構造耐力上主要な部分である部材を識別する符号と部材断面表に付す符号とを整合させてください。

16 欄は、法第 68 条の 26 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、それらの構造方法等を記入してください。また、それらの構造方法等の使用条件及び内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

16 欄は、特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われた場合にあっては、その検討内容を示した資料及び構造計算書を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

16 欄は、構造計算の結果に異常値が無いことを確認する場合、構造計算において複数の仮定が考えられる場合等において、構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容を示した資料を添付することとし、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3. 「§ 2 荷重・外力等」関係

2 欄は、建築物の各階又は各部分の用途と、これに対応する積載荷重を記入するとともに、大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊荷重」という。）が生じる場合にあっては、当該荷重の根拠を記入してください。

4 欄の「地表面粗度区分」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

4 欄の「風力係数」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

5 欄の「設計用一次固有周期の算出方法」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

5 欄のうち、設計用一次固有周期、振動特性係数及び標準せん断力係数は、計算する方向別に記入してください。

5 欄の「地震力（概要）」の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) w_i は、 i 階の固定荷重と積載荷重の和（令第 86 条第 2 項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（以下「常時荷重」という。）とする。

ロ) w_i は、 i 階から上の階に生ずる常時荷重の和とする。

ハ) i は、当該建築物に生ずるすべての常時荷重の和に対する i 階から上の階に生ずる常時荷重の和の比とする。

ニ) A_i は、地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数とする。

ホ) C_i は、地震層せん断力係数とする。

ヘ) Q_i は、 i 階に生ずる地震力の数値とする。

7 欄は、特殊荷重及び膜面の張力の分布を略伏図等上に記入してください。

4. 「§ 3 応力計算」関係

1 欄の架構モデル図には、架構の支持条件、接合条件、剛域とした部分、耐力壁や筋かいの構造計算における様相、部材の剛性低下率その他必要な事項を略伏図等又は略軸組図等若しくはその模式図上に記入してください。なお、同一の図に図示することが困難な場合には、それぞれ分けて記入してください。

2 欄及び 3 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第三号様式に従って作成した応力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

4 欄(1)の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) Q_c は、柱が負担するせん断力とする。

ロ) Q_w は、耐力壁又は筋かいが負担するせん断力とする。

4 欄(4)の「適用する構造計算等の種類」は、該当するチェックボックスに「レ」マーク又はこれに代わる印を記入してください。

4 欄(4)の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) A_w は、耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積とする。

ロ) A_c は、構造耐力上主要な柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積とする。

ハ) 備考は、当該階に鉄骨鉄筋コンクリート造の構造耐力上主要な柱がある場合は、その水平断面積の総和を記入する。

5 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第四号様式に従って作成した基礎反力図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

5. 「§ 4 断面計算」関係

1 欄の断面検定表の記載の考え方を示した資料を必ず添付してください。

1 欄の断面検定表には、原則として平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第一号様式の別表に掲げる項目を記入してください。ただし、必要に応じて追加あるいは変更等を行うことができます。また、項目に付す記号については、それぞれ明確に定義した場合は、表の記号によらないことができます。

2 欄及び 3 欄は、平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第五号様式に従って作成し

た断面検定比図について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

6. 「§ 7 膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量」関係

相対変形量の記載の考え方を示した資料を添付し、積雪時及び暴風時における膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量を図示してください。

7. 「§ 8 層間変形角、剛性率、偏心率等」関係

1 欄の表中の F_s は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第 7 に規定する F_s の数値とします。

2 欄は、層間変形角が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合にあっては、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

3 欄の表中の項目は、それぞれ次のとおりです。

イ) r_e は、令第 82 条の 6 第 2 号口に規定する r_e の数値とする。

ロ) e は、令第 82 条の 6 第 2 号口に規定する e の数値とする。

ハ) F_e は、昭和 55 年建設省告示第 1792 号第 7 に規定する F_e の数値とする。

8. 「§ 9 保有水平耐力」関係

2 欄の「 D_s 算定時の応力図」又は 5 欄の「保有水平耐力時の応力図」では、略軸組図等に、それぞれ D_s 算定時又は保有水平耐力時の曲げモーメント図を記載した上で、各階及び各方向ごとに、 D_s 算定時又は保有水平耐力時における各部材の軸方向力、曲げモーメント及びせん断力の数値を記入してください。

3 欄の「塑性ヒンジ図 (D_s 算定時)」又は 6 欄の「塑性ヒンジ図 (保有水平耐力時)」では、略軸組図等又はその模式図上において、各階及び各方向ごとに、それぞれ D_s 算定時又は保有水平耐力時における塑性ヒンジの発生状況を図示してください。また、せん断破壊、引張又は圧縮破壊した部材等がある場合にあっては、これらの破壊状況を図示してください。

4 欄は、各階及び各方向ごとに、構造耐力上主要な部分である部材及び部材群としての部材種別について、対応する構造計算書の参照頁を記入してください。

7 欄の「各階の層せん断力変形角曲線」は、各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合においては、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力及び層間変形角又は層間変位の関係を図示してください。

8 欄の表中の u は、耐力壁の部材群又は筋かいの部材群の負担率を表すものとします。

9 欄上段の「保有水平耐力とした時点」には、構造計算において保有水平耐力とした時点を具体的に記入してください。